

番号	制度名
金融庁	
金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設
金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し
金融03	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入
金融04	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続
金融05	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入
金融06	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）
金融07	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	府省名	金融庁	
税 目	法人税、法人住民税、個人住民税、法人事業税、個人事業税			
区分	■新設 <input checked="" type="checkbox"/>	□拡充 <input type="checkbox"/>	□延長 <input type="checkbox"/>	□事後 <input type="checkbox"/>

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか ■明らかでない			※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	■説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	■定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	■予測なし ○
⑨ 減収額の将来予測	■定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		■予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		■説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。

「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分。

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、海外投資家による自動発注サーバ経由の注文数の増加のみによるものではなく、国内投資家による自動発注サーバ経由の注文等の増加、国内の経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても以下のとおり課題がある。

⑦ 適用数の将来推計が予測されていないため、適用の見込みが不透明である。

⑨ 減収額の将来推計について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等が措置されることによって、課税対象から本来得られるべき税収が減少するため、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（海外投資家による自動発注サーバの活用による市場流動性等の拡大）の実現状況の将来予測について、定性的に「自動発注サーバを通じた取引の活性化が図られることにより、我が国の証券市場等における取引件数、取引金額の増加が見込まれる」と説明しているが、達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）

総合的な取引所検討チーム中間整理（平成 22 年 12 月）において、「外国法人が高速な取引のため国内に設置するサーバーに関する税制についても、その適正化を図ることが重要」とされている。
- ④ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

取引の活性化のために、海外投資家に対し、直接に補助金を交付することはおよそ現実的ではないため、本租税特別措置等によるインセンティブの付与が最も効果的である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	自動発注サーバに係る非課税措置の創設 (国税5)(法人税:義) (地方税4)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義、個人事業税:外)
2	要望の内容	有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ（以下「自動発注サーバ」という。）を恒久的施設に含まれないものとすること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ること。 《政策目的の根拠》 現行、海外投資家が、我が国において、自動発注サーバを所有し、有価証券等の売買の自動発注を行う場合、当該サーバは恒久的施設(PE)とされる可能性があり、当該有価証券等に係る利子、配当、譲渡益その他の所得に対し、我が国において法人税(外国法人の場合)が課税される可能性がある。 このため、海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買が制約されている状況である。</p> <p>② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け</p> <p>III－1－（1）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着</p> <p>③ 達成目標 及び測定 指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることによる、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の市場の魅力を向上させるためには、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ることが重要である。そのためには、自動発注サーバを通じた海外投資家による有価証券等の売買を増加させることが必要である。</p>

8	有効性等	①適用数等	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることが見込まれる。
		②減収額	—
		③効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月) 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月) 自動発注サーバを通じた取引の活発化が図られることにより、我が国の証券市場等における取引件数、取引金額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月) 当該要望が認められなければ、外国法人による取引が縮小し(縮小部分は外国市場に逃げることになり)、我が国の証券市場等の「地盤沈下」につながる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月) 税収減はないと見込まれる。</p>
9	相当性	①租税特別措置等によるべき妥当性等	イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている措置である。
		②他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③地方公共団体が協力する相違性	海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、地方公共団体においても金融・IT関連サービスの拡大が見込まれるため、相当である。
10	有識者の見解	なし	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	■拡充	□延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	□達成されている	■説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	■説明あり	□説明なし		
④ 測定指標の設定	■量化	□定性的記述	□設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	■量化	□量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		
⑦ 適用数等の将来予測	■量化	□量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑧ 減収額の実績把握	■量化	□量化(根拠なし)	□把握なし	○
⑨ 減収額の将来予測	■量化	□量化(根拠なし)	□予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		○
⑫ 税収減は認の効果の実績確認	□説明あり	■説明なし		○
⑬ 税収減は認の効果の将来見込み	□説明あり	■説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない	□説明あり	□説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり	□説明なし		

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。

「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「投資法人の圧縮記帳の適用実績」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[過去の実績]

- ⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

- ⑧ 減収額の過去の実績について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等によって、課税対象から本来得られるべき税収が減少するため、減収額の実態に疑問がある。

[将来の見込み]

- ⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

- ⑨ 減収額の将来推計について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等によって、配当されることによって投資家段階において課税されていた投資法人の利益の一部が配当可能利益から控除され、投資法人にとどまることとなり、税収が減少するため、減収額の見込みに疑問がある。

- ⑪ 達成目標（多様な資金調達・運用の機会の提供）の実現状況の将来予測について、「圧縮記帳の適用実績が増える見込み」と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③）
《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明

前回目標は、Jリートの不動産証券化実績。平成 22 年度における当該証券化実績は、約 6000 億円。目標は達成されていない（平成 17 年度～19 年度の実績 1.6～2 兆円に遠く及んでいない）。

④ 測定指標の設定（評価書中 7③）
《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明

本件要望は、投資法人が買換特例によるもののみならず、圧縮記帳全般を適用した場合に特例の適用を予定しているため、「投資法人の圧縮記帳の適用実績」は、測定指標として適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し (国税 3) (法人税 : 義) (地方税 10) (法人住民税 : 義、法人事業税 : 義)
2	要望の内容	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である利益の 90%超配当要件の見直しを行うこと。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	投資法人に係る課税の特例は平成 10 年度に創設された。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場に厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋） 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」</p> <p>② 政策体系 における 政策目的 の位置付け</p> <p>III－1－（1）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着</p> <p>③ 達成目標 及び測定 指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人の圧縮記帳の適用実績。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化</p>
8	有効性 等	① 適用数等 上場投資法人 37 社(23 年 7 月末)

		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の 90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが可能になる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の 90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月) 投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが引き続き制約される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月) 税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の 90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、資金の調達方法が多様化され、不動産証券化市場が活性化し、我が国金融・資本市場の競争力が強化される。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入	府省名	金融庁
税目	法人住民税		
区分	■新設 □拡充 □延長 □事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	■説明あり	□説明なし		
④ 減収額の将来予測	■定量化	□定性的記述	□設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑨ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		○
⑬ 税収減は認の効果の将来見込み	□説明あり	■説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない	□説明あり	□説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり	□説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分。

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績、不動産投資市場におけるJリート・SPCの資産規模」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、不動産投資活性化に係る規制緩和、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑨ 減収額の将来推計について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等が措置されることによって、投資法人、特定目的会社に課される法人住民税の均等割が減免され、税収減が生じることから、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（多様な資金調達・運用の機会の確保）の実現状況の将来予測について、「不動産証券化の案件実績や資産規模の増加が見込まれる」と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入 (地方税9) (法人住民税 : 義)
2 要望の内容	投資法人・特定目的会社に係る法人住民税均等割について、減免措置を導入すること。
3 担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4 評価実施時期	平成23年9月
5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	新設要望である。
6 適用又は延長期間	恒久措置
7 必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人・特定目的会社を活用した証券化の促進により市場を活性化し、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）（抜粋） 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」</p> <p>② 政策体系 における 政策目的 の位置付け</p> <p>III-1-(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着</p> <p>③ 達成目標 及び測定 指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家のビーカーを通じたリスクマネー供給促進により、多様な資金調達・運用の機会を確保すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績（規模）、不動産投資市場におけるJリート・SPCの資産規模</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化</p>
8 有効性 等	① 適用数等 上場投資法人 37 社(23年7月末) 特定目的会社の届出件数 964 件(23年3月末)

② 減収額	—
③ 効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が向上し、投資家のビーカーを通じたリスクマネー供給が促進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が向上し、投資家のビーカーを通じたリスクマネー供給が促進される見込み。具体的には、投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績や資産規模の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設・拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税が引き続きなされることにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が損なわれ、投資家のビーカーを通じたリスクマネー供給が阻害されている状況が継続する。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 収税減は生じないと考えられる。なお、特定目的会社・投資法人に係る課税の特例(租税特別措置法第67条の14、15)についても、収税減は生じていないとの整理がなされている。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等</p> <p>投資法人・特定目的会社について、ビーカー段階での課税が行われなくなることで、配当の損金算入制度との整合性がとれる。また、投資家による投資法人・特定目的会社を通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保されるため、要望している措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援 措置や義務 付け等との役割 分担</p> <p>—</p> <p>③ 地方公共 団体が協 力する相 当性</p> <p>税収減は生じないと考えられるので、相当である。</p>
10 有識者の見解	—
11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続	府省名	金融庁
税 目	法人税、所得税、法人住民税、個人住民税		
区分	■新設 □拡充 □延長 □事後		

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	■説明あり	□説明なし		
④ 測定指標の設定	■定量化	□定性的記述	□設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
※				
⑨ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない	□説明あり	□説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり	□説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑦⑨ 適用数等の及び減収額の将来予測（評価書中8①「適用数等」及び8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年6月時点の対象者数172件（762人）については、生命保険協会全社等の数値を積み上げた実績値である。

なお、減収額の見込みについては、上記適用数を基に算出している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続 (国税18)(法人税:義、所得税:外) (地方税12)(法人住民税:義、個人住民税:外)
2	要望の内容	適格退職年金は、平成24年3月末に廃止されるため、その廃止期限までの間に、他の企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済)への移行の促進が図られているところであるが、事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない場合がある。 このような適格退職年金に限り、平成24年4月以降も税の特例措置(運用時:特別法人税非課税、給付時:所得税非課税(遺族に支給される年金)、公的年金等控除(年金)、退職所得控除(一時金))を継続すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望である。
6	適用又は延長期間	要望の対象である「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者の権利を保護すること</p> <p>《政策目的の根拠》 保険業法(平成七年六月七日法律第百五号) (目的) 第1条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的的位置付け</p> <p>II-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続し、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保すること。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業主の不在等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避（適用者数）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により、税の特例措置が受けられなくなる。 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、これらの受給者について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ることとなる。</p>	<p>※平成28年度以降の減収見込み額については、別添のとおり。 ※平成23年6月末時点の減収見込み額に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がある。</p> <p>《算出方法》 ○運用時 廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、下記の減収見込み額を算出。 $\text{資産額} \times 1\% \times \text{残存率} = \text{減収見込み額(国税)}$ $\text{資産額} \times 0.173\% \times \text{残存率} = \text{減収見込み額(地方税)}$ </p> <p>※事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、2,821百万円。(平成24年度6月末時点) ※運用時において、特別法人税(国税:1%、地方税:0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>○給付時 廃止期限後において、公的年金等控除の対象とならない場合(要望が実現しない場合)と公的年金等控除の対象となる場合(要望が実現した場合)を比較し、減収見込み額を算出。 ※対象者はすべて65歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定。 ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金額は65万2,908円とする。(平成23年5月末の平均年金額:5万4,409円(「厚生年金保険・国民年金事業状況」より))。</p>
8 有効性 等	① 適用数等	<p>当該要望が実現した場合、事業主の不在等のために企業年金に移行できない適格退職年金の受給者と他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ることができる。</p> <p>《適用者数》 平成23年6月末:172件(762人) 平成24年: 143件(632人)(推計) 平成25年: 130件(575人)(推計) 平成26年: 116件(515人)(推計) ※平成27年以降の適用者数については別添のとおり。 ※平成23年6月末時点の適用者数に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。 ※残存率計算方法 ○確定年金 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。 (例:10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算) ○保証期間付終身年金 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付有期年金 残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付XX年年金等 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存XX年を比較して短い方を支払終了年月として計算。 ※平均余命を用いる際の年齢は、H23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。 ※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。</p>	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により税の特例措置が受けられなくなる。 このため、これらの受給者全てについて、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、政策目的である受給者の権利の保護を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金の受給者全てについて、税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保することができる。</p>
	② 減収額	<p>《減収見込み額》 平成23年度6月末時点:65百万円(国税:39百万円、地方税:26百万円) 平成24年度: 54百万円(国税:32百万円、地方税:22百万円) 平成25年度: 49百万円(国税:29百万円、地方税:20百万円) 平成26年度: 44百万円(国税:26百万円、地方税:18百万円) 平成27年度: 39百万円(国税:23百万円、地方税:16百万円)</p>	

		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」)の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、税の特例措置が継続されない場合には、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により特例措置が受けられなくなるため、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性が確保できなくなることから、受給者の権利の保護が十分に図られないこととなる。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」)の受給者が存在しなくなるまでの期間) 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ろうとするものであり、本措置による税収減は是認されるべきものであると考える。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者の権利について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、本措置は妥当なものである。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在の適格退職年金に係る税制上の特例措置が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、現在の特例措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相違性	事業主の不在等により、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、地方公共団体が一定の協力をすることは妥当である。
10 有識者の見解	—	
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金について

暦年	残存率 (単位:%)	適用件数	適用者数 (単位:人)	減収見込み額(単位:百万円)		
				計	国税	地方税
平成23年(6月末時点)	100	172	762	64.9	38.6	26.3
平成23年(6/30-12/31)	94.0	162	717	61.0	36.3	24.8
平成24年	82.9	143	632	53.8	32.0	21.8
平成25年	75.4	130	575	48.9	29.1	19.9
平成26年	67.6	116	515	43.9	26.1	17.8
平成27年	59.4	102	453	38.6	22.9	15.6
平成28年	52.5	90	400	34.1	20.3	13.8
平成29年	43.3	74	330	28.1	16.7	11.4
平成30年	34.1	59	260	22.2	13.2	9.0
平成31年	24.3	42	185	15.8	9.4	6.4
平成32年	20.6	35	157	13.4	8.0	5.4
平成33年	15.5	27	118	10.0	6.0	4.1
平成34年	13.6	23	104	8.8	5.3	3.6
平成35年	8.9	15	68	5.8	3.4	2.3
平成36年	7.0	12	53	4.6	2.7	1.8
平成37年	5.0	9	38	3.3	1.9	1.3
平成38年	4.6	8	35	3.0	1.8	1.2
平成39年	3.7	6	28	2.4	1.4	1.0
平成40年	1.1	2	8	0.7	0.4	0.3
平成41年	0.7	1	5	0.4	0.3	0.2
平成42年	0.5	1	4	0.3	0.2	0.1
平成43年	0.1	0	1	0.1	0.1	0.0
平成44年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※暦年は、注釈の限り1月から12月の統計。

※平成23年6月末時点の適用件数等に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。

※年度毎の減収見込み額に關しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。

※残存率計算方法

○確定年金

支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。

(例：10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算)

○保証期間付終身年金

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付有期年金

残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付××年年金等

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。

※平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。

※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表「余命年数表」を使用。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	□新設	□拡充	□延長 ■事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	□達成されている	■説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	■説明あり	□説明なし		
④ 減収額の実績把握	■定量化	□定性的記述	□設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		○
⑨ 税収減は認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑩ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		※
⑪ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	□説明あり	■説明なし	※
その他				
⑫ 政策目的への寄与	■説明あり	□説明なし		

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。

「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「加入者保護信託への負担金積立残高（100億円）」は、本租税特別措置等が措置されない場合においても、振替機関及び口座管理機関は、一定金額を加入者保護信託への負担金として支払うことが義務付けられていることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「負担金の損金算入による税収減は是認されるべき」と説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（投資家が被る可能性のあるリスクの軽減）の実現状況について、「加入者保護信託にかかる信託財産の積立高は着実に進捗が見られる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

加入者保護信託における目標については、振替制度の規模が変化することや振替機関及び口座管理機関の破綻等の有無という予測不可能な事象により変わりうるものであり、定量的な目標を設定することは適切ではない。

そのうえで、本租税特別措置等における目標については、事後評価書（8有効性等③効果・達成目標の実現状況）において、「投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する」こととしている。

また、達成状況についても、事後評価書（8有効性③効果・達成目標の実現状況）のとおり、「平成22年度末の加入者保護信託の信託財産の期末残高は108億円となり～積立額は着実な進捗がみられ」るものの、振替機関又は口座管理機関の破綻等の発生件数や規模の予測が困難であることに鑑みれば、より確実に投資者保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築することを後押しするため、今後も引き続き本租税特別措置等を実施する必要があると考える。

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

測定指標の「負担金積立残高」については、目標積立額100億円を設定しており、平成19年度には目標値まで達している。ただし、目標値に達した平成20年度以降においても、振替制度への新規参入による規模の変化や振替機関及び口座管理機関の破綻というような予測不可能な事象が発生するリスクが高く、より確実な加入者保護を担保するため、引き続き積立を行う必要がある。

⑪ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

加入者保護信託制度に係る本租税特別措置等の内容は、「投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する」という極めて公共性の高い目的の達成に寄与するものであり、これを支援することは妥当である。また、租税特別措置等の手段を用いることで、実際に加入者保護信託に拠出された金額に対してのみ損金算入を認めることができ、他の政策手段と比べても適切である。なお、他の類似の制度（日本投資者保護基金、生命保険契約者保護機構など）においても同様の税制上の措置がとられており、公平性の観点からも本租税特別措置等の相当性の説明に特段の疑問は生じない。

⑯ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

「他の支援措置や義務付け等との役割分担」における義務付けの役割分担について、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、振替機関及び口座管理機関に対し、加入者保護信託への負担金の支払義務を課すことで、投資家保護及び振替制度への信頼維持、安全かつ効率的で利便性の高

い決済システムの構築を目指すとともに、本租税特別措置等により支援するものであり、適切かつ明確な役割分担がなされている。なお、他の類似の制度と比較した場合でも同様の措置がとられている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書		
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	
2 租税特別措置等の内容	<p>加入者である投資家の保護を図り、社債、株式等の振替に対する法律に基づく振替制度への信頼を維持するため、加入者保護信託を設定し、信託財産とするために振替機関及び口座管理機関が支払うこととなる負担金の損金算入を可能とするもの。</p> <p>振替機関又は口座管理機関が振替口座簿に記載若しくは記録の誤りを生じさせたまま破綻したことによって投資家に対して損害を与えた場合には、当該損害に相当する金額について、1加入者当り1,000万円を上限に加入者保護信託契約を締結している受託者から投資家に対し支払うこととなる。</p>	
3 担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室	
4 評価実施時期	平成23年9月	
5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	制度創設:平成15年度	
6 適用期間	恒久措置	
7 必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け</p> <p>③ 達成目標 及び測定 指標</p>	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 加入者保護信託制度により、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築すること。
		《政策目的の根拠》 振替機関及び口座管理機関は、加入者保護信託の信託財産とするための金銭を、受託者に対して支払わなければならない（社債、株式等の振替に関する法律第62条）
		II-1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること
	<p>③ 達成目標 及び測定 指標</p>	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家が被る可能性のある損失のリスクを軽減することにより、安心して投資できる市場を構築し、貯蓄から投資への流れを推進する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・加入者保護信託への負担金積立残高 ・加入者保護信託の信託財産取崩額
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築するためには、加入者保護信託制度によって、投資家が損害を被った場合、円滑か	

		つ確実に補償ができるセーフティネットが必要である。																																
8	① 有効性等	<p>○ 加入者保護信託に対する負担金の損金算入の特例措置に係る適用会社数</p> <p>(単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,447</td><td>1,425</td><td>1,775</td><td>2,222</td><td>2,300</td><td>60</td><td>31</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> <p>(証券保管振替機構、日本銀行調べ)</p> <p>※15～19 年度は、振替制度参加社全社が負担金を拠出(拠出は翌年度)。20 年度以降は、各年度の振替制度への新規参加社のみ負担金を拠出(拠出は新規参加した各年度)。</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	1,447	1,425	1,775	2,222	2,300	60	31	8																
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																											
1,447	1,425	1,775	2,222	2,300	60	31	8																											
	② 減収額	<p>○ 加入者保護信託に対する負担金の損金算入の特例措置に係る減収額(推計)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td>361</td><td>360</td><td>401</td><td>425</td><td>391</td><td>7</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記減収額は、負担金が全て損金算入されると仮定し、負担金に法人税率(30%)を乗じて算出。</p> <p>(参考)損金算入対象の負担金 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td>1,203</td><td>1,202</td><td>1,336</td><td>1,416</td><td>1,304</td><td>23</td><td>6</td></tr> </tbody> </table> <p>(住友信託銀行調べ)</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	0	361	360	401	425	391	7	2	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	0	1,203	1,202	1,336	1,416	1,304	23	6
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																											
0	361	360	401	425	391	7	2																											
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																											
0	1,203	1,202	1,336	1,416	1,304	23	6																											
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>『政策目的の実現状況』(分析対象期間:平成 15 年度～平成 22 年度)</p> <p>平成 22 年度末の加入者保護信託の信託財産の期末残高は、108 億円となり、加入者保護信託に係る信託財産の積立額は着実に進捗がみられる。</p> <p>ただし、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、振替制度への新規参加社においても、より積極的な積立てを行っていく必要がある。</p> <p>『租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況』(分析対象期間:平成 15 年度～平成 22 年度)</p> <p>本租税特別措置等が創設されて以降、加入者保護信託に係る信託財産の積立高は着実に進捗がみられる。また、積立額の取崩しは現在まで発生していないものの、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、引き続き、負担金を積立てていくことで、投資家が損害を被った場合、円滑かつ確実に補償ができるセーフティネットの役割を果たすものと考えられる。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立残高</td><td>3,960</td><td>5,169</td><td>6,387</td><td>7,755</td><td>9,222</td><td>10,593</td><td>10,701</td><td>10,801</td></tr> <tr> <td>取崩額</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>(住友信託銀行調べ)</p> <p>*積立残高については、負担金の積立に加え、当初信託金、寄付金、信託財産の運用収益等を含み、管理費を控除した金額。</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	積立残高	3,960	5,169	6,387	7,755	9,222	10,593	10,701	10,801	取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																										
積立残高	3,960	5,169	6,387	7,755	9,222	10,593	10,701	10,801																										
取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0																										

		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成15年度～平成22年度) 投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、加入者保護信託制度によって、投資家が損害を被った場合、円滑かつ確実に補償ができるセーフティネットを整備するために振替機関及び口座管理機関が支払う負担金の損金算入による税収減は是認されるべきものと考える。
9	相当性	<p>① 稟税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>振替制度において、振替機関又は口座管理機関の誤記録等により、加入者である投資家が損害を受け、口座管理機関が損害賠償義務を果たすことなく破綻した場合について、投資家が被る損害を補償するためのセーフティネットであり、妥当性がある。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>加入者保護信託にかかる振替機関及び口座管理機関による負担金の支払は、「社債、株式等の振替に関する法律」において義務付けられているものの、投資家保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、振替制度への新規参加社においても、より積極的な積立てを行っていく必要があるため、引き続き、本措置による支援が必要である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>加入者保護信託の破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する投資家を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは妥当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、基金の積立は着実に進捗しているものの、政策目的を実現・維持させるためには、引き続き、積立していく必要があり、本稟税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	□新設	□拡充	□延長 ■事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	■説明あり	□説明なし		
④ 減収額の実績把握	■定量化	□定性的記述	□設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		
⑧ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		○
⑫ 税収減は認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり	□説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「保険契約者保護資金の積立額、取崩額、積立残高」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明である。

また、本租税特別措置等が措置されない場合においても、保険会社は、一定金額を保険契約者保護資金への負担金として支払うことが義務付けられていることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「負担金に係る税収減は容認されるべき」と説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（保険契約者等の保護）の実現状況について、「積立残高について着実な進捗が見られる」と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構)
2 租税特別措置等の内容	<p>生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る資金援助等の業務の実施に要する費用に充てるためのものとして保険契約者保護資金を設けることとされている。</p> <p>生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構の会員である保険会社が当該保険契約者保護資金に対し負担金を拠出した場合には、その支払額について損金算入が可能とされている。</p>
3 担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4 評価実施時期	平成 23 年 9 月
5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	制度創設: 平成 10 年度
6 適用期間	恒久措置
7 必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融システムの安定性を確保すること</p> <p>《政策目的の根拠》 保険業法 (目的) 第二百五十九条 保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。</p> <p>② 政策体系 における 政策目的 の位置付け</p> <p>II-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心して そのサービスを利用できること</p> <p>③ 達成目標 及び測定 指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 万一、保険会社が破綻した場合でも、保険契約者保護機構が円滑な破綻処理を行うためのセーフティネットにより、保険契約者等の保護を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 保険契約者保護資金に対する毎年の負担金の額(積立額)、 破綻保険会社の破綻処理に係る費用(取崩額)、 保険契約者保護資金の期末積立残高(積立残高)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 円滑な破綻処理を行うためのセーフティネットによって保険契約者等の保護を図り、もって、金融システムの安定性を確保することができる。</p>

8 有効性 等	① 適用数等	保険会社は、保険業法上の免許に応じ、生命保険契約者保護機構又は損害保険契約者保護機構へ加入し、加入した保険契約者保護機構に係る保険契約者保護資金に対して負担金を納付することとなっている。																																										
		以下は、保険契約者保護資金の負担金納付会社数、すなわち本租税特別措置が適用された会社数である。																																										
なお、上記のとおり、保険契約者保護機構への加入義務が存在するため、過去の実績について適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏ったりしていることはない。																																												
○各保険契約者保護機構に対する負担金納付会社数 (単位: 社)																																												
		生命保険契約者 保護機構	損害保険契約者 保護機構																																									
平成 10 年度		45	56																																									
平成 11 年度		47	57																																									
平成 12 年度		47	57																																									
平成 13 年度		44	53																																									
平成 14 年度		42	48																																									
平成 15 年度		42	46																																									
平成 16 年度		40	42																																									
平成 17 年度		39	38																																									
平成 18 年度		38	39																																									
平成 19 年度		38	43																																									
平成 20 年度		42	42																																									
平成 21 年度		46	42																																									
平成 22 年度		47	42																																									
(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)																																												
② 減収額	○保険契約者保護資金に対する負担金の額に係る減収額(推計) (単位: 億円)																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>生命保険契約者 保護資金分</th><th>損害保険契約者 保護資金分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 10 年度</td><td>55</td><td>8</td></tr> <tr> <td>平成 11 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr> <td>平成 12 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr> <td>平成 13 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr> <td>平成 14 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr> <td>平成 15 年度</td><td>108</td><td>18</td></tr> <tr> <td>平成 16 年度</td><td>140</td><td>18</td></tr> <tr> <td>平成 17 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr> <td>平成 18 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr> <td>平成 19 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr> <td>平成 21 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> </tbody> </table>				生命保険契約者 保護資金分	損害保険契約者 保護資金分	平成 10 年度	55	8	平成 11 年度	166	23	平成 12 年度	166	23	平成 13 年度	166	23	平成 14 年度	166	18	平成 15 年度	108	18	平成 16 年度	140	18	平成 17 年度	166	18	平成 18 年度	166	18	平成 19 年度	166	18	平成 20 年度	166	18	平成 21 年度	166	18	平成 22 年度	166
	生命保険契約者 保護資金分	損害保険契約者 保護資金分																																										
平成 10 年度	55	8																																										
平成 11 年度	166	23																																										
平成 12 年度	166	23																																										
平成 13 年度	166	23																																										
平成 14 年度	166	18																																										
平成 15 年度	108	18																																										
平成 16 年度	140	18																																										
平成 17 年度	166	18																																										
平成 18 年度	166	18																																										
平成 19 年度	166	18																																										
平成 20 年度	166	18																																										
平成 21 年度	166	18																																										
平成 22 年度	166	18																																										
(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)																																												

		<p>※上記表の減収額は、各年における保険契約者保護資金に対する負担金の額に法定実効税率（毎年 36.21%と仮定）を乗じて算出し、四捨五入している。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 22 年度</th><th>460</th><th>—</th><th>163</th><th>50</th><th>—</th><th>488</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記表の計数は各計数につき四捨五入して表示しており、また、積立金に係る資産運用益等があるため、積立金・取崩額に対する積立残高が一致していない部分がある。 ・生命保険契約者保護資金の取崩額には、破綻保険会社への資金援助額（金融機関からの借入金を含む）を表示しており、積立残高には実際の保険契約者保護資金の残高（借入超過の場合はマイナス）を表示している。 	平成 22 年度	460	—	163	50	—	488	(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)																																																																																											
平成 22 年度	460	—	163	50	—	488																																																																																																		
(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)																																																																																																								
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>過去の保険会社破綻時には、破綻処理に係る費用を保険契約者保護資金から取り崩し^(注)、円滑な破綻処理を実施したことにより、保険契約者等の保護が図られ、その結果、金融システムの安定性が確保されているところである。</p> <p>なお、今後も、万が一保険会社が破綻した場合には、金融システムの安定性を確保する必要がある。</p> <p>(注)破綻した時期等の影響で、当時の積立残高以上の破綻処理費用を要する場合には、保険業法に基づく金融機関からの借入れを行っている。なお、借入金は破綻処理後に納付された負担金によって返済が行われる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>下記のとおり、本租税特別措置等が創設されて以降、保険契約者保護資金に対する負担金を納付するとともに、セーフティネット制度に基づく破綻保険会社への資金援助等、保険契約者保護機構による円滑な破綻処理を実施し、その結果、保険契約者等の保護が図られているところである。</p> <p>なお、破綻保険会社への資金援助を実施した場合であっても、本租税特別措置等が存置され、引き続き、当該保険契約者保護資金に対する負担金を納付してきているため、積立残高について着実な進捗が見られる。</p> <p>以上のことから、本租税特別措置による一定の効果が得られているものと考えられるが、平成 22 年度末において、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額^(注1)に積立残高が到達していないため、引き続き、積立てを進捗させていくことが必要な状況^(注2)にある。</p> <p>(注1) 平成 23 年 9 月末現在の計数 ・生命保険契約者保護機構:4,000 億円　・損害保険契約者保護機構:500 億円 (注2) 上記(注1)に到達するには、生命保険契約者保護機構:約 3,837 億円、損害保険契約者保護機構:約 12 億円の積立てが必要。なお、積立限度額まで負担金を納付することとしている。</p> <p>○保険契約者保護資金の積立額等</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">生命保険契約者保護資金</th> <th colspan="3">損害保険契約者保護資金</th> </tr> <tr> <th>積立額</th> <th>取崩額</th> <th>積立残高</th> <th>積立額</th> <th>取崩額</th> <th>積立残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 10 年度</td><td>153</td><td>—</td><td>153</td><td>21</td><td>—</td><td>21</td></tr> <tr> <td>平成 11 年度</td><td>460</td><td>3,849</td><td>▲3,242</td><td>65</td><td>—</td><td>86</td></tr> <tr> <td>平成 12 年度</td><td>460</td><td>265</td><td>▲2,874</td><td>63</td><td>0.2</td><td>149</td></tr> <tr> <td>平成 13 年度</td><td>460</td><td>1,456</td><td>▲3,923</td><td>65</td><td>40</td><td>173</td></tr> <tr> <td>平成 14 年度</td><td>460</td><td>—</td><td>▲3,511</td><td>50</td><td>54</td><td>168</td></tr> <tr> <td>平成 15 年度</td><td>298</td><td>—</td><td>▲3,255</td><td>50</td><td>—</td><td>218</td></tr> <tr> <td>平成 16 年度</td><td>386</td><td>—</td><td>▲2,360</td><td>50</td><td>—</td><td>268</td></tr> <tr> <td>平成 17 年度</td><td>460</td><td>—</td><td>▲1,930</td><td>50</td><td>83</td><td>235</td></tr> <tr> <td>平成 18 年度</td><td>460</td><td>—</td><td>▲1,392</td><td>50</td><td>—</td><td>285</td></tr> <tr> <td>平成 19 年度</td><td>460</td><td>—</td><td>▲946</td><td>50</td><td>—</td><td>336</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>460</td><td>1</td><td>▲468</td><td>50</td><td>—</td><td>387</td></tr> <tr> <td>平成 21 年度</td><td>460</td><td>281</td><td>▲295</td><td>50</td><td>—</td><td>438</td></tr> </tbody> </table>		生命保険契約者保護資金			損害保険契約者保護資金			積立額	取崩額	積立残高	積立額	取崩額	積立残高	平成 10 年度	153	—	153	21	—	21	平成 11 年度	460	3,849	▲3,242	65	—	86	平成 12 年度	460	265	▲2,874	63	0.2	149	平成 13 年度	460	1,456	▲3,923	65	40	173	平成 14 年度	460	—	▲3,511	50	54	168	平成 15 年度	298	—	▲3,255	50	—	218	平成 16 年度	386	—	▲2,360	50	—	268	平成 17 年度	460	—	▲1,930	50	83	235	平成 18 年度	460	—	▲1,392	50	—	285	平成 19 年度	460	—	▲946	50	—	336	平成 20 年度	460	1	▲468	50	—	387	平成 21 年度	460	281	▲295	50	—	438					<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>保険契約者保護機構が、円滑に破綻処理を実施することで、保険契約者等の保護が図られてきており、その結果、金融システムの安定性が確保されているところである。</p> <p>「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえれば、保険契約者保護機構が円滑に破綻処理を実施するための資金の負担金にかかる税収減は容認されるべきものと考えられる。</p>
	生命保険契約者保護資金			損害保険契約者保護資金																																																																																																				
	積立額	取崩額	積立残高	積立額	取崩額	積立残高																																																																																																		
平成 10 年度	153	—	153	21	—	21																																																																																																		
平成 11 年度	460	3,849	▲3,242	65	—	86																																																																																																		
平成 12 年度	460	265	▲2,874	63	0.2	149																																																																																																		
平成 13 年度	460	1,456	▲3,923	65	40	173																																																																																																		
平成 14 年度	460	—	▲3,511	50	54	168																																																																																																		
平成 15 年度	298	—	▲3,255	50	—	218																																																																																																		
平成 16 年度	386	—	▲2,360	50	—	268																																																																																																		
平成 17 年度	460	—	▲1,930	50	83	235																																																																																																		
平成 18 年度	460	—	▲1,392	50	—	285																																																																																																		
平成 19 年度	460	—	▲946	50	—	336																																																																																																		
平成 20 年度	460	1	▲468	50	—	387																																																																																																		
平成 21 年度	460	281	▲295	50	—	438																																																																																																		
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>			<p>政策目的である「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえれば、保険契約者保護機構が円滑に破綻処理を実施するための資金の負担金にかかる本租税特別措置等が設けられていることは妥当である。</p> <p>なお、破綻した保険会社に係る補助金等の他の手段も考えられるが、「金融システムの安定性」の確保が同様に求められる他業態（例：金融機関が預金保険機構に納付する預金保険の保険料は、全額損金の額に算入可能）との税制上の公平性を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。</p>																																																																																																			
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>			<p>同様の政策目的に係る義務づけとして、保険業法に基づく保険契約者保護資金に係る負担金納付義務が存在するが、「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえ、本租税特別措置等による税制上の支援がなされているところである。</p>																																																																																																			
		<p>③ 地方公共団体が協力する相違性</p>			<p>保険契約者保護機構が行う破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する保険契約者等を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力をを行うことは妥当である。</p>																																																																																																			
10	有識者の見解				—																																																																																																			
11	評価結果の反映の方向性				<p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、これまでのところ政策目標・政策目的を実現してきているものの、平成 22 年度末において、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額^(注1)に積立残高が到達していない。</p> <p>仮に積立残高が積立限度額に到達しても、万が一保険会社が破綻した場合には、当該積立残高を取り崩し、円滑な破綻処理を実施することにより、保険契約者等の保護を図り、その結果、金融システムの安定性を確保することとなる。取崩後は、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額ま</p>																																																																																																			

	<p>で再度、積立てを進捗させていくことが必要となる。</p> <p>この評価結果を踏まえれば、引き続き保険契約者保護資金の積立てを進捗させ、また、万が一の破綻に備えて積み立てる必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。</p> <p>(注) 平成23年9月末現在の計数</p> <ul style="list-style-type: none">・生命保険契約者保護機構:4,000億円・損害保険契約者保護機構:500億円
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	□新設	□拡充	□延長 ■事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	■達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	■説明あり	□説明なし		
④ 減収額の実績把握	■定量化	□定性的記述	□設定なし	※
⑤ 実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 達成目標の実現状況	■把握あり	□把握なし		
⑨ 税収減は認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑩ 税特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑪ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	
その他				
⑫ 政策目的への寄与	■説明あり	□説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「投資者保護基金積立額（500億円）」は、本租税特別措置等が措置されない場合においても、証券会社等は、一定金額を投資者保護基金への負担金として支払うことが義務付けられていることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

【過去の実績】

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「負担金に係る税収減は容認されるべき」と説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（投資家が被るリスクの軽減）の実現状況について、「投資家が被る…損失を軽減することで…セーフティネットとして機能してきた」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中 7 ③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

測定指標の「積立残高」については、目標積立額 500 億円を設定しており、平成 20 年度には目標値まで達している。ただし、目標値に達した後においても、証券会社の破綻という予測不可能な事象が発生するリスクが高く、より確実な投資者保護を担保するため、引き続き、積立を行う必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(日本投資者保護基金)
2	租税特別措置等の内容	投資者保護基金は、証券会社等の破綻等の際に、顧客資産の円滑な返還に係る業務等に要する費用に充てるため、金融商品取引法に基づき、会員である証券会社等から負担金を徴取して積み立てており、その支払額について、損金算入が認められている。
3	担当部局	金融庁監督局証券課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	制度創設:平成 10 年度
6	適用期間	恒久措置 (平成 22 年度より、財務大臣による指定がなされていないことから、損金算入の特例は適用されていない)
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 会員である証券会社等の経営破綻により顧客資産の返還が困難であると認められる場合において、当該証券会社等への補償対象債権を有する一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより、投資者保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 金融商品取引法 (目的) 第七十九条の二十一 投資者保護基金(以下この章及び附則において「基金」という。)は、第七十九条の五十六第一項の規定による一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的とする。</p> <p>② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け</p> <p>II-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそ のサービスを利用できること</p> <p>③ 達成目標 及び測定 指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家が被る可能性のある損失のリスクを軽減することにより、安心して投資できる市場を構築し、貯蓄から投資への流れを促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・投資者保護資金積立残高 ・証券会社の破綻処理等に係る費用として取崩した額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家が被る可能性のある損失のリスクが軽減され、安心して投資できる市場が構築されることで、投資者が保護され、もって証券取引に対する信頼性の維持に繋がることとなる。</p>

8	① 有効性等	<p>証券会社等は、金融商品取引法において、投資者保護基金への加入及び負担金の納付が義務付けられている。</p> <p>以下は、負担金納付会社数、すなわち本租税特別措置が適用された会社数である。</p> <p>なお、上記のとおり、法律より投資者保護基金への加入が義務付けられているため、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていることはない。</p> <p>○ 投資者保護基金に対する負担金の損金算入の特例措置に係る適用会社数及び税金減収額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="7">(単位:社、百万円)</th></tr> <tr> <th></th><th>10年度</th><th>11年度</th><th>12年度</th><th>13年度</th><th>14年度</th><th>15年度</th><th>16年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td><td>238</td><td>250</td><td>255</td><td>248</td><td>27</td><td>32</td><td>19</td></tr> <tr> <td>減収額</td><td>1,487</td><td>1,454</td><td>1,454</td><td>364</td><td>12</td><td>29</td><td>32</td></tr> <tr> <th></th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th></th></tr> <tr> <td>適用数</td><td>31</td><td>21</td><td>21</td><td>18</td><td>7</td><td>0</td><td></td></tr> <tr> <td>減収額</td><td>45</td><td>30</td><td>30</td><td>25</td><td>10</td><td>0</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(日本投資者保護基金調べ) ※上記表中の「減収額」は、各年における基金に対する負担金の額に法定実効税率(毎年36.21%と仮定)を乗じて算出し、四捨五入している。</p>		(単位:社、百万円)								10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	適用数	238	250	255	248	27	32	19	減収額	1,487	1,454	1,454	364	12	29	32		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		適用数	31	21	21	18	7	0		減収額	45	30	30	25	10	0	
	(単位:社、百万円)																																																									
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																																			
適用数	238	250	255	248	27	32	19																																																			
減収額	1,487	1,454	1,454	364	12	29	32																																																			
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																																				
適用数	31	21	21	18	7	0																																																				
減収額	45	30	30	25	10	0																																																				
	② 減収額	上表のとおり																																																								
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>平成 22 年度末の投資者保護資金残高は 546 億円となり、本租税特別措置が創設された平成 10 年度末残高 332 億円から比較すれば、着実な積立ての進捗が見られるところ、過去の証券会社破綻時には、破綻処理に係る費用を基金から取り崩し、円滑な破綻処理を実施したことにより、投資家の保護が図られ、その結果、証券取引に対する信頼性を維持してきた。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>本租税特別措置が創設されて以降、基金の残高を着実に積み上げてきており、平成 12 年度には、当該基金を取り崩すことにより、証券会社の円滑な破綻処理を実施し、投資家が被る可能性のあった損失リスクを軽減することで、安心して投資できる市場の構築に寄与するセーフティネットとして機能してきたところである。</p> <p>なお、平成 20 年度に積立目標額の 500 億円を達成したことから、平成 22 年度より損金算入の特例は適用されていないが、今後の補償事案の発生次第で、積立額が 500 億円を大きく下回る可能性もあることから、より確実に投資者を保護し、証券取引に対する信頼性を維持していくため、引き続き積立てていくことが必要である。</p>																																																								